

院内集会「東アジアから見た日本の死刑」

2008年8月25日

マーク・アリソン（アムネスティ・インターナショナル東アジア調査員）講演要旨（仮訳）

本日はお招きいただきありがとうございます。来日は10年ぶりになります。今回は、日弁連で、拘禁制度と拷問についての講演をさせていただきました。その後私はおもに、中国と台湾の状況を担当してきました。もちろん、死刑の問題も含めてです。

私が拠点にしている香港は、中国本国と違い、1993年に死刑を廃止しました。その後犯罪発生率が大きく上昇することもなく、アジアの中では最も低い地域の一つになっています。また、死刑の復活をのぞむ声も大きくありません。こうした香港での状況が、日本の死刑廃止の進展を後押しする前例として、どういうふうにご利用できるでしょうか。

今日は、東アジアの死刑の全般的な状況を中心にお話しますが、その背景として、死刑に関する世界的な流れをご説明します。

主要な事実

みなさまご存じのとおり、アムネスティ・インターナショナルは、死刑は生きる権利を侵害するものであり残虐、非人道的あるいは品位を傷つける究極の刑罰であると考えています。したがってアムネスティは、あらゆる地域で執行を停止させ、死刑廃止を実現するために活動しています。

廃止へ向かう流れ

ここ数十年間、死刑の全面廃止への動きは劇的でした。1977年には死刑を全面的に廃止している国はわずか16カ国でした。30年後の今は90カ国になりました。

現在の状況

- ・ 全世界の3分の2にあたる137カ国が、法律上あるいは事実上死刑を廃止しています。
- ・ 60カ国で死刑を存置し、ほとんどの場合、殺人で有罪となった人びとに対する刑罰として適用しています。
- ・ 2007年には24カ国で少なくとも1252人が処刑されたことがわかっています。しかし実際の数字はもっと多いことはまちがいありません。2007年に行われたことがわかっている死刑執行のうち88パーセントが、中国、イラン、サウジアラビア、パキスタン、米国で行われました。

2007年12月18日、国連総会は「死刑の執行停止」を求める決議を圧倒的多数で採択しました。賛成104カ国、反対54カ国、棄権29カ国でした。この決議には法的拘束力はありませんが、倫理的・政治的に非常に重

要な意義を持っています。死刑執行停止を確立することは、死刑存置国に対して、死刑についての社会をあげての議論を起し、死刑に関わる法律を見直すように説得するための重要なツールです。死刑の見直しが行われれば、その間、執行が停止するのはごく当然のことです。

残念なことに、死刑存置国の多くがアジア・太平洋地域にあります。しかし一方で、この地域では死刑廃止を求める市民団体の運動が大きくなってきています。アムネスティは、「死刑に反対するアジアネットワーク」(ADPAN)のコーディネートをを行っています。ADPANは2006年に設立され、弁護士や議員、活動家で構成されていますが、メンバーは、オーストラリア、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、パキスタン、パプアニューギニア、シンガポール、台湾、タイなど多くの国々におよびます。

喜ばしいことに、フィリピンが2006年6月に死刑を廃止しました。その後、昨年11月には、南太平洋のクック諸島が死刑を廃止しました。東アジアでは、すべての国で死刑が法律上存置されていますが、ほとんどの国で、死刑の適用は縮小される方向にあります。例をあげましょう。

韓国では、ここ10年以上も死刑の執行はありません。ですからアムネスティは韓国を「事実上の死刑廃止国」ととらえています。2007年12月31日、盧武鉉大統領は6人の死刑囚を無期刑に減刑しました。しかしまだ58人の死刑囚がおり、特定の犯罪に死刑が適用される可能性が残されています。死刑廃止特別法案は2005年から国会に提出されていましたが、導入されず、今年3月の議会会期終了とともに期限切れとなりました。

台湾では、ここ2年半にわたって死刑が行われていませんが、2007年には5人が死刑判決を言い渡されました。現在死刑囚は70人から100人います。そのほとんどが上訴中ですが、29人ほどは確定しています。陳水扁・前総統は公然と死刑に反対していましたが、国民の合意を得るために、廃止への動きは慎重であるべきだと主張していました。馬英九総統率いる新政権が2008年3月に発足しました。王清峰・新法務大臣は個人的に死刑に反対だと表明し、2008年5月、国際的な流れに沿うために、台湾の死刑廃止をみずえて法律を改正するつもりだと述べました。2008年6月には世界死刑廃止連盟の代表が馬英九総統と会談しました。これには田鎖弁護士と私も出席しました。この会談で総統は、死刑廃止への動きを支持すると言いましたが、世論が死刑を支持していることを理由に、時間がかかると述べました。総統は、執行を正式に停止するというはっきりした約束はしませんでした。しかし、「法務大臣が個人的に死刑に反対なので、執行命令書に署名しないだろう」と述べました。

中国は、世界の他の国全部を合わせたよりも、多くの人々を処刑し続けている国ですが、死刑の適用を制限する方向にあります。当局は、死刑を最終的に廃止すると公式に約束していますが、時期尚早だと述べています。2007年1月1日、最高人民法院は、国内の死刑判決のすべてを再審理する役割を復活させました。当局は、これは人権を保護し、死刑の執行数を減らし、死刑事件の裁判の質を改善するための取り組みだと述べています。最高人民法院が死刑判決の再審理を再開したことで、死刑執行数はかなり減少したとみられますが、当局はこうした統計を引き続き極秘としています。透明性のために、私たちは中国当局に対し、統計を公開するよう求め続けています。死刑廃止へのさらなる措置として、私たちは当局に、死刑相当犯罪の数を減らすようにも求めています。経済犯罪や薬物犯罪などの非暴力犯罪を含め、現在も68ほどの犯罪に死刑が適用される可能性があります。

中国とは明らかに規模が違いますが、日本では執行が加速しています。2007年8月以降、13人が執行されました。このうち今年に入ってから執行はすでに10人です。こうした意味では、日本は実際、廃止に向かう、

あるいは少なくとも死刑の適用を制限する世界的・地域的な流れに反しています。したがって日本はごく近隣の諸国と足並みをそろえていません。ただし、ひょっとすると北朝鮮とモンゴルとは似ているのかもしれませんが。両国は今も秘密裏に死刑を執行し続け、改善の兆しを見せていませんから。

では、死刑廃止の議論を起こすにはどうすればいいか？ アムネスティの経験では、死刑に関してもっとも広く誤解されている点を取りあげるのが大切です。政府は国民に死刑に関する議論のための情報を提供し、人権という観点から、広く死刑に関する議論を喚起する義務があります。

1. 死刑は、被害者と被害者の遺族に正義をもたらすか？

たとえば米国では、検察官は、死刑の執行によって、被害者遺族の「悲しみに終止符が打たれる」と言います。しかし、このような単純化した議論は、愛する人を失った人々の心の痛みの複雑性を無視しています。アムネスティは、死刑に反対していますが、死刑判決を受けるに至るような犯罪を過小評価したり、許したりするつもりはまったくありません。

愛する人を殺人で失った人々は加害者に対し大きな怒りを感じる事が多く、その感情は復讐を求める表現となってあらわれるのは自然なことでしょう。被害者の親族もまた、苦痛を表現するために、また失った人への愛情のあらわれとして、可能な限り重い刑罰を望みます。

被害者に近い人々が当局から苦痛に対する補償を受けることはとても大事なことです。しかし、加害者を処刑することは、長期間にわたって続く被害者遺族の心の痛みを和らげるためにはほとんど役に立ちませんし、処刑された人の家族に同様の苦痛を与えるだけにすぎません。死刑は、被害者の命や、愛する人を失った苦痛を、社会が大切に考えている表現としての役割を果たしてはいません。

2. 死刑には抑止効果があるか？

「毎年わずかの人々を処刑することで、高い犯罪発生率を下げるができると考えるならば、それは自らを欺いていることとなります。犯罪を抑止する最もよい方法は、加害者が逮捕され、有罪となり、処罰されるという見込みがあることです。これこそが、わが国の刑事司法制度に欠けている点です」(1995年に死刑を憲法違反だとして廃止した際の南アフリカ憲法裁判所の声明)

さまざまな国とさまざまな文化の中で、多くの政治家が死刑は犯罪を抑止する手段として必要であると主張してきました。これが真実であるならば、暴力犯罪者は、犯行の結果逮捕され、責任を問われることについて思いを馳せ、それから、死刑になるリスクは冒せないが、長期の拘禁刑ならかまわないと結論を出すということになります。しかし現実には、犯罪者は、犯行の最中に、つかまるだろうとは考えていません。暴力犯罪を抑止するもっともよい方法は、逮捕と有罪判決の可能性を高めるよう保障することであって、厳罰化ではありません。

死刑に特別な抑止効果がないという証拠は世界中にあります。たとえば、2004年の米国では、死刑存置州の殺人発生率は平均で人口10万人あたり5.71件でしたが、廃止している州では4.02件にすぎませんでした。カナダでは、死刑廃止から27年後の2003年には、殺人発生率は、廃止前の1975年よりも44パーセントも減少しました。

3. 無実の人を処刑する危険性

アムネ스티は、無実の可能性のある人が処刑されたケースを世界中で記録してきました。現時点で、米国では、無実の証拠がみつかって釈放された死刑囚は 1973 年以降、123 人います。

中国では、聶樹斌という農場労働者が殺人・強姦の罪で 1995 年に処刑されました。当時、拷問によって自白させられたとの情報がありました。2005 年 3 月、別件で逮捕へされた被疑者が聶樹斌の事件について自発的に自白しました。犯行の状況を詳細に話したそうです。このことはメディアにとりあげられて広く知られるようになりました。他にもいくつかの誤判のケースが報道されました。聶樹斌の遺族もメディアのインタビューを受けました。遺族はまだ、誤判についての賠償を受けていません。父親は息子を失った悲しみから自殺未遂を起こしました。母親は、「一人息子でした。あの子がすべての希望だったのです。私の未来は破壊されました。息子がいなければ、私も家族も生きていけません」と語ったと報道されました。報道によれば、中国では多くの人々が、とくにインターネットで、この事件に関心を示したようです。そして、これまで長く死刑について持っていたイメージに疑いをもち始めたようです。これが、中国で最近死刑についての改革が進んでいる大きな要因です。

4. あまりにも凶悪な犯罪というものはたしかにあり、社会は加害者を処刑することによって激しい怒りを表しているのではないか？

死刑の執行によって、殺人を非難することはできません。国家による殺人は、被害者に対して身体的な暴力をふるいたいという犯罪者の気持ちと表裏一体です。さらに、差別や間違いを完全に避けることはできる刑事司法制度はありません。誰が生きるべきで誰が死ぬべきか、公平に、一貫性を持って、間違いなく判断できる制度はないのです。

人権の根本は、奪うことができないということです。地位、民族、宗教、出自にかかわらず、すべての個人に平等に与えられています。どのような罪を犯した人からも、この権利を奪うことはできません。

死刑がある限り、ある人は死刑になり、一方で同様の、あるいはさらに凶悪な犯罪の加害者が死刑にならないという場合があることは、みなさん御承知のとおりです。執行される人は、必ずしももっとも重大な犯罪の加害者とは限らず、貧しいために優秀な弁護士を雇うことができなかつたり、厳しい検察官や裁判官に担当されたりした人々もいます。

以上は、死刑の議論の一部にすぎません。これから日本の状況を考えていく上で、これらの議論を念頭に置いてもらいたいと思います。後ほど、みなさまと意見交換ができればと思います。

ご清聴ありがとうございました。